広告物等の掲示等申請書

令和 年 月 日

施設長 様

次のとおり、広告物等の掲示及び設置を依頼したいので申請します。

申請者	がな 体名		活動している 施設
	ふりが氏	な名	電話番号
	住	所	

- ◎該当するものに○をつけて下さい。その他に該当する場合は具体的に記載して下さい。
- ◎きらりホールへの掲示・配置は、催事のもののみです。

広告物の内容	チラシ	会員募集(A4まで)	•	催 事(A4まで)
	ポスター	会員募集(A4まで)	•	催 事(A3まで) (きらりホールは A2 まで)
	その他			

学習センター	全館・まなびいプラザ・東部学習センター・北部・南部				
公民館等	東初富・図書館・きらり鎌ケ谷市民会館(中央・きらりホール)				
コミュニティ	全館 ・ 粟野 ・ くぬぎ山 ・ 北中沢 鎌ケ谷市又は市教育委員会の 後援・共催承認を受けていますか。	0			
センター	道野辺中央・鎌ケ谷・南初富 いる(市・教育委員会/後援・共催)・ いっ	ない			
児童センター	児童センター 全館・栗野・くぬぎ山・北中沢・中央・南・東部				
全ての施設					

◎掲示を希望する施設に○をつけて下さい。

決裁

	課長			受付			
L.m	課長			TI.	館長		受付
担当課				受付館			

受付印	

【注意事項】

- ・ 必ず掲示・設置についての説明を受けてください。
- チラシ・ポスターは必要枚数を添えて申請してください。
- ・ 掲示物には必ず団体の問い合わせ先を記載してください。※
- 掲示物の内容や掲示スペースの空き状況によっては、掲示できない場合があります。
- ・ 申請した施設と掲示・設置したい施設が異なる場合は、掲示まで10日間程度要することがあります。お急ぎの場合は、各施設へ直接申請してください。
- ・ 施設により、掲示期間が異なります。(各施設にお問い合わせ下さい。)
- 掲示物の内容について、施設から申請者に問い合わせる場合があります。
- 児童センターでは、児童福祉・子育て支援の観点で審査を行います。
- ・ きらり鎌ケ谷市民会館への掲示については、学習センター・公民館で行う催しや 団体の会員募集は中央公民館へ、きらりホール・きらり鎌ケ谷市民会館ロビー・ 他市ホールで行う催しの案内はきらりホールへ掲示します。
- ※ 団体の問い合わせ先について
- ■学習センター・公民館に掲示する広告物は①または②が必須です。
- ■学習センター・公民館以外に掲示する広告物は、①から④どれかひとつが必須です。
 - ①電話番号 ②メールアドレス
 - ③ホームページのアドレス ④SNS (二次元コード可)